

1 募集要項に対する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答の内容
1	27	別表2			配布及び閲覧に供する参考資料	6/2に受領した配布資料に以下の資料が含まれていませんでしたので、配布をお願いします。 ・搬入管理方法（現状） ・窓口・施設見学対応（現状） ・電気工作物保安規程 ・環境分析結果（騒音、振動の測定箇所及び測定頻度）	左記の資料を配布します。

2 要求水準書に対する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答の内容
1	24	第3章	第4節	3.5.4	搬入管理	(6)について、「組合が指定する資源回収業者に引き渡すこと」とありますが、本事業の業務は貯留した資源物を回収業者へ引き渡すのみであり、回収業者への引き取り連絡や日程調整等は本事業の業務範囲外としてよろしいでしょうか。	回収業者への引き取り連絡および日程調整も本事業の業務範囲内とします。
2	24	第3章	第4節	3.5.4	搬入管理	また、資源回収に係る引取代金は貴組合へ帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	24	第3章	第4節	3.5.4	搬入管理	なお、引取代金の授受は貴組合と資源回収業者間で直接行われ、当グループは金銭面での関与はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	21	第3章	第4節	3.4.1	運転条件	「搬入される廃棄物を滞りなく処理すること」とありますが、当日搬入された粗大ごみを当日中に全量処理するのではなく、プラットホーム、ストックヤード及び空きスペースに一時仮置きし、搬入量に応じて処理を行ってもよろしいでしょうか。	安全面などで支障のない範囲で一時仮置きを可とします。
5	5	第1章	第3節	1.3.1	一般事項	「（1）自然災害に伴って発生した災害廃棄物の適正処理に対して協力を行うこと」とありますが、搬入状況に応じて空きスペースに一時保管、仮置きのうち処理対応する、また費用については別途協議させて頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	11	第1章	第3節	1.3.14	用役条件	③電話回線は新規に調達するとありますが、現在問い合わせなどで使用している貴組合の電話番号を引き継ぐご意向はありますでしょうか。新規の電話番号を取得した場合、地域住民への周知は貴組合にて実施との認識でよろしいでしょうか。	新規の電話番号を取得するものとし、地域住民への周知は組合にて実施します。
7	12	第1章	第3節	1.3.16	車両・重機等	運営開始時点で使用しない重機の廃棄費用は貴組合の負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	12	第1章	第3節	1.3.16	車両・重機等	表20に記載の角館処分場のショベルローダの型式（規格・能力）が相違していると思われます。確認をお願いします。	誤記のため、表20の記載を修正します。
9	17	第3章	第1節	3.1.2(3)	用役条件	角館処分場の用水は、これまで通り角館浄水場から購入が可能であるという認識でよろしいでしょうか。	購入は可能ですが、運搬車両（給水車）の貸借はできません。

10	28	第4章	第1節	4.1.7	点検検査の実施と報告	精密機能検査は本施設の竣工後より3年に一度の頻度で実施していると考えます。本事業の開始後に最初の精密機能検査を迎えるのは、本事業の何年目にあたりますでしょうか。	最初の精密機能検査は、本事業3年目（令和7年度）に実施するものとします。
11	22	第3章	第4節	3.4.5	資源物等の搬出	組合が指定する資源回収業者に引き渡すこと、とありますが、本事業の業務は貯留した資源物を回収業者へ引き渡すのみであり、回収業者への引き取り連絡や日程調整等は本事業の業務範囲外としてよろしいでしょうか。	最終処分場の資源物（資源びん）搬出は、仙北市の所掌であるため、回収業者への引き取り連絡や日程調整等は本業務の業務範囲外とします。ただし、仙北市への回収依頼、また資源物管理業務（搬出量の記録・報告など）は運営事業者が実施するものとします。
12	22	第3章	第4節	3.4.5	資源物等の搬出	また、資源回収に係る引取代金は貴組合へ帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	最終処分場の資源回収に係る引取代金の帰属は仙北市となります。
13	22	第3章	第4節	3.4.5	資源物等の搬出	なお、引取代金の授受は貴組合と資源回収業者間で直接行われ、当グループは金銭面での関与はないとの理解でよろしいでしょうか。	最終処分場の資源回収に係る引取代金の授受は仙北市と資源回収業者間で直接行います。
14	22	第3章	第5節	3.5.2	埋立条件	募集要項等に係る質問回答(第1回)No.23の回答で、中央ごみ処理センターの焼却灰を搬入する計画の旨を追記するとありましたが、新しい要求水準書にはその旨が追記されていないようです。また、搬入に伴う処理費用の増加分はご協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	中央ごみ処理センターの焼却灰については、搬入開始時期が未定であるため、要求水準書への追記はしないこととします。搬入に伴う処理費用の増加分は、協議の上対応します。
15	24	第3章	第5節	3.5.4	搬入管理	冬期間の除雪について、現状田沢湖、西木両処分場は管理棟付近まで仙北市が実施しているようですが、包括業務開始後も同様な対応をしていただけるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	26	第4章	第1節	4.1.3	備品・什器・備品・用役の事業期間終了後の取り扱い	現在、処分場内で使用している鉄板はそのまま使用可能でしょうか。	現在最終処分場で使用している鉄板は、使用可能なものとします。
17	26	第4章	第1節	4.1.3	備品・什器・備品・用役の事業期間終了後の取り扱い	現在、処分場内にある覆土用の土砂はそのまま使用可能でしょうか。	現在最終処分場にある覆土用土砂は、使用可能なものとします。

18	28	第4章	第1節	4.1.6	表32	地元対応に伴う検査項目として、北部ごみ処理センターは土壌のダイオキシン類を年1回、1箇所、角館処分場では、年1回、2箇所です。調査しています。 1回あたりに必要な検体数は、 北部ごみ処理センター：1検体 角館処分場：2検体 との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	30	第4章	第1節	4.1.12	更新工事の実施	更新工事等に伴い発生した有価物は各処分場で一時保管し、貴組合に引渡すとの理解でよろしいでしょうか。 また、有価物の売却による収益は貴組合に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	31	第4章	第1節	4.1.14	清掃	配布資料にて、床清掃・ガラスクリーニング業務委託仕様書及び清掃箇所(図面)を頂きましたが、清掃の要領について記載した資料を頂けないでしょうか。	清掃の要領に関する資料は特にありません。
21	32	第4章	第1節	4.1.18	窓口業務	犬・猫・ペットの火葬に係る受付等も本事業の業務範囲に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	33	第4章	第2節	4.2.2	施設の点検管理	計量機の管理として点検作業等を行うとありますが、点検作業等のマニュアル等があればご提示ください。	組合での日常点検等は特に実施しておらず、不具合等が発生した際に都度リース業者に連絡の上、対応しています。
23	41	別表1 別表2-1 別表2-2				運営事業者が行う業務の範囲に、自家用電気工作物の保安管理業務が入っていないように見えますが、本事業の業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	自家用電気工作物の保安管理業務も、本事業の業務範囲内とします。
24	41	別表1 別表2-1 別表2-1				自家用電気工作物の保安管理業務が本事業の範囲に含まれる場合、自家用電気工作物の設置者のお考えをご提示ください。 例1) 受託者が管理を実施 設置者：貴組合、みなし設置者：受託者 →保安規程を改訂し、みなし設置者が保安管理業務を実施 例2) 貴組合が管理を実施 設置者：貴組合 →保安規程は変更せず、現行外注委託している保安管理業務を継続契約し、料金支払いを受託者が負担する	左記、例1のように、保安規定を改定し、みなし設置者（受託者）による保安管理業務の実施を考えています。

3 優先交渉権者選定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答の内容
1							質問事項なし。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答の内容
1	第11号 (別紙1)						要求水準書の記載変更に伴い、本様式の記載も変更をお願いいたします。	要求水準書の記載変更に伴い、様式第11号（別紙1）を修正しました。

5 基本協定書(案) に対する質問回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答の内容
1							質問事項なし。

6 事業契約書(案) に対する質問回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答の内容
1	29	別紙1	2	(3) (イ)	やむを得ない事由による場合の措置	ごみ質性状逸脱に起因して要求水準書及び運営・維持管理業務委託契約の内容を満足できない場合は、「やむを得ない事由に該当する」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	38	別紙6	1		地域貢献の確認の対象	地域貢献に係る提案の実施状況の確認は、様式第15号6-1を対象とする。とありますが、様式集には第15号6-1がありませんのでご提示をお願いします。	様式集（Excel版）に様式第14号-5（別紙1）として、地域振興の内訳に係る様式を追加します。 様式集（Word版）の様式第14号-5と併せてご提出ください。
3	35	別紙3	3	(2)	改定の条件	初回の改訂は、2022年8月末時点で公表されている最新の指標に基づき、2022年9月末までに見直しを行い、2023年度の運営・維持管理業務の対価を確定する。とありますが9月上旬に決定した優先交渉権者が9月末までに見直しを行うという理解でよろしいでしょうか。	誤記のため、文章を以下のとおり修正します。 「事業期間開始後1回目の改定については、改定指数の基準値を2022年（令和4年）8月末時点で公表されている最新の指標とする。」
4	37	別紙5			保険	受託者が付保すべき保険の例示として、第三者賠償責任保険、機械保険とありますが、第三者賠償責任保険の中に機械に対する損害が付保されている場合は、単独で機械保険を付保する必要は無しという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	37	別紙5			保険	第三者賠償責任保険のその他で委託者を追加被保険者とする契約とするとありますが、これはどのような意図でしょうか。また、保険付保の範囲を委託者も含む場合、委託者の責で第三者に与えた損害のために翌年度以降の当該保険料が増額となった際、受託者には責がないため、別途、増額相当分をご請求させて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	三者賠償保険では、委託者を追加被保険者としてすることが他事例でも一般的であるため、本事業においても同様の扱いとします。 保険料増額については、委託者の責によるものであると明らかにすることができた場合はお見込みのとおりです。